

使用開始日 2021年3月16日

投資信託説明書(交付目論見書)

4829・4830-⑨

ダイワ日本リート・ファンド ダイワ日本リート・ファンド・マネー・ポートフォリオ

(ダイワ日本リート) 追加型投信/国内/不動産投信(リート)
(マネー・ポートフォリオ) 追加型投信/国内/債券

ダイワ日本リート・ファンドは、特化型運用を行ないます。



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00 ~ 17:00 (営業日のみ)

0120-106212



■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

- ❖ 各ファンドの略称としてそれぞれ次を用いることがあります。
- ダイワ日本リート・ファンド：ダイワ日本リート
- ダイワ日本リート・ファンド・マネー・ポートフォリオ：マネー・ポートフォリオ

〈ダイワ日本リート・ファンド〉

商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	不動産投信 (リート)	不動産投信	年1回	日本

〈ダイワ日本リート・ファンド・マネー・ポートフォリオ〉

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	資産複合 (債券、その他 資産(投資信託 証券(債券)))	年1回	日本	ファミリー ファンド

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	20兆7,134億52百万円
	(2020年12月末現在)

- 本文書により行なう「ダイワ日本リート・ファンド」および「ダイワ日本リート・ファンド・マネー・ポートフォリオ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2021年3月15日に関東財務局長に提出しており、2021年3月16日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい)。

ファンドの目的

ダイワ日本リート

わが国のリート(不動産投資信託)に投資し、信託財産の成長をめざします。

マネー・ポートフォリオ

わが国の公社債に投資し、利息収入の確保をめざします。

ファンドの特色

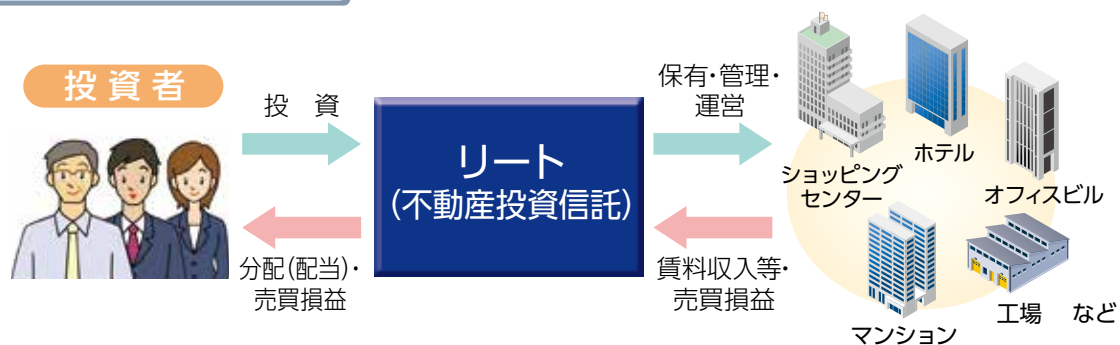
ダイワ日本リート

1

わが国のリートに投資し、リート市場全体の中長期的な動きを捉える投資成果をめざします。

- わが国の上場リートの時価総額構成比に応じて各銘柄の組入比率を決定します。リートの組入比率は通常の状態では高位に維持することを基本とします。
- 大量の追加設定または解約が発生したときは、わが国のリートの時価総額構成比および流動性等を勘案して、各銘柄の組入比率およびリートの組入比率を決定します。

リートへの投資のイメージ



(注) リート＝不動産投資信託 (Real Estate Investment Trust, REIT)

- 少額から投資でき、さまざまな不動産に分散が可能になります。
- 専門家が不動産の選定を行ないます。
- 上場しているリートは換金性に優れています。

- 運用の効率化を図るため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、リートの組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

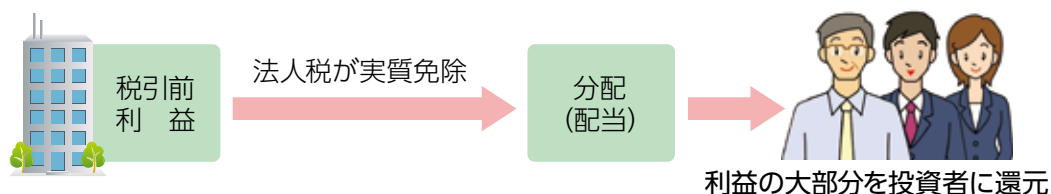
- 市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、〈ダイワ日本リート〉のファンドの特色1. の運用が行なわれないことがあります。

ファンドの目的・特色

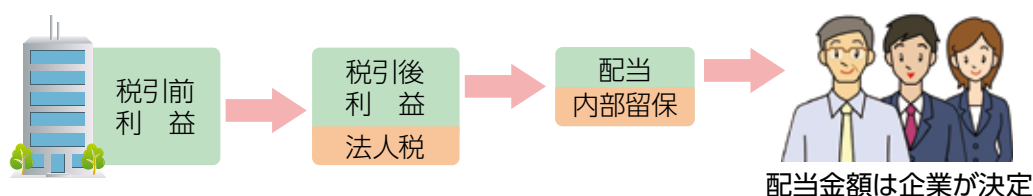
リートの税制

- リートは、利益の大部分を分配金(配当金)として支払うことにより、法人税が実質的に免除されます。

リートの場合



一般の事業会社の場合



※上記は、仕組みを分かりやすく説明するために示した一般的なイメージであり、必ずしも上記のようになるとは限りません。

※リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や分配(配当)に影響を与えることが想定されます。

2

毎年6月22日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。基準価額の水準によっては、ポートフォリオの流動性等を考慮し、分配金額を決定する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

■一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」(分散投資規制)では、投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高いファンドを特化型運用ファンドとしています。支配的な銘柄とは、次のいずれかの割合が10%を超える銘柄をいいます。

- ・ 投資対象候補銘柄の時価総額に占めるその銘柄の時価総額の割合
- ・ 運用管理等に用いる指数に占めるその銘柄の構成割合

■当ファンドは、実質的な主要投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高い特化型運用ファンドです。このため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

〈主な投資制限〉

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

マネー・ポートフォリオ

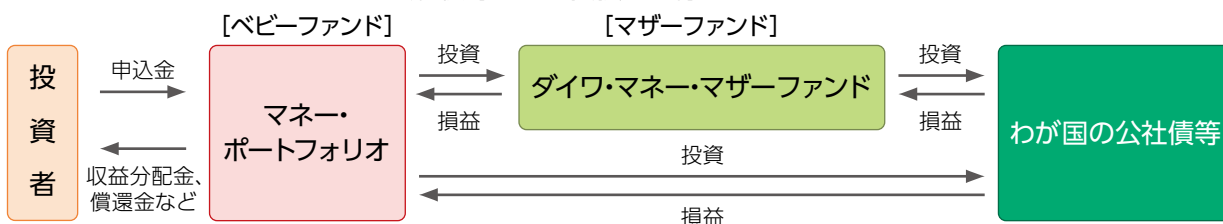
1 わが国の公社債を中心に投資します。

- 組入れにあたっては、取得時に第二位（A-2格相当）以上の短期格付けであり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。

ファンドの仕組み

- 〈マネー・ポートフォリオ〉は、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（マネー・ポートフォリオ）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、ベビーファンドからわが国の公社債等への直接投資を行なうことができるものとします。



- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、〈マネー・ポートフォリオ〉のファンドの特色1. の運用が行なわれないことがあります。

2 毎年6月22日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〔分配方針〕

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 2 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

〈主な投資制限〉

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。

スイッチング（乗換え）について

- 〈ダイワ日本リート〉と〈マネー・ポートフォリオ〉との間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。
- 〈マネー・ポートフォリオ〉の購入は、スイッチング（乗換え）による場合のみとなります。

新規・追加の購入

ダイワ日本リート



スイッチング（乗換え）の申込み

マネー・ポートフォリオ



基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

〈ダイワ日本リート・ファンド〉

リートの価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

〈ダイワ日本リート・ファンド・マネー・ポートフォリオ〉

公社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 資金の管理にあたって費用が発生することがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。



リスクの管理体制

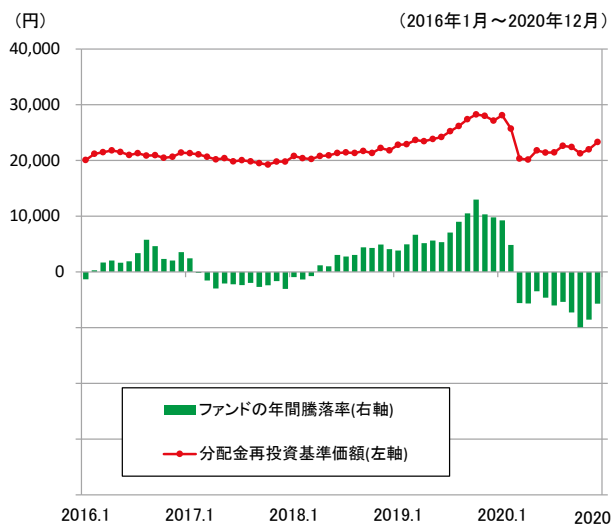
- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

参考情報

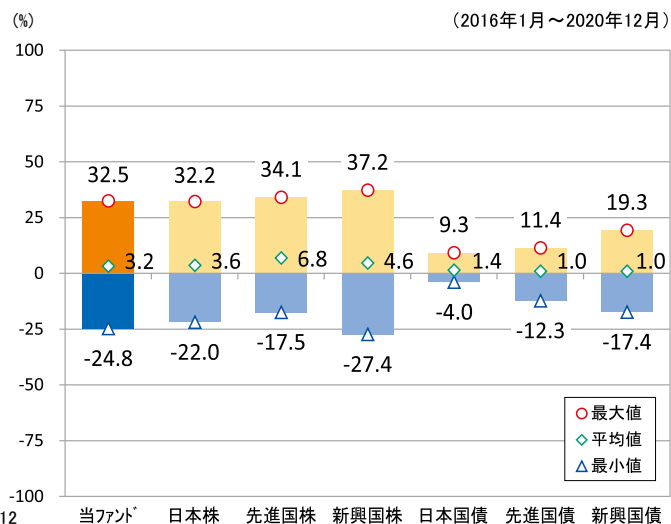
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

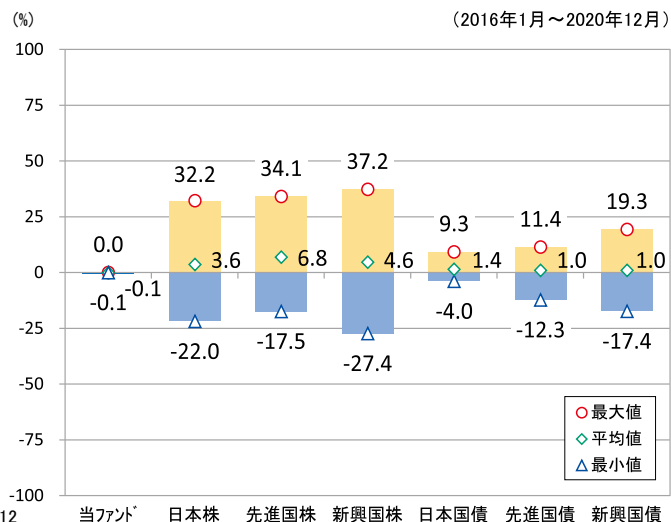
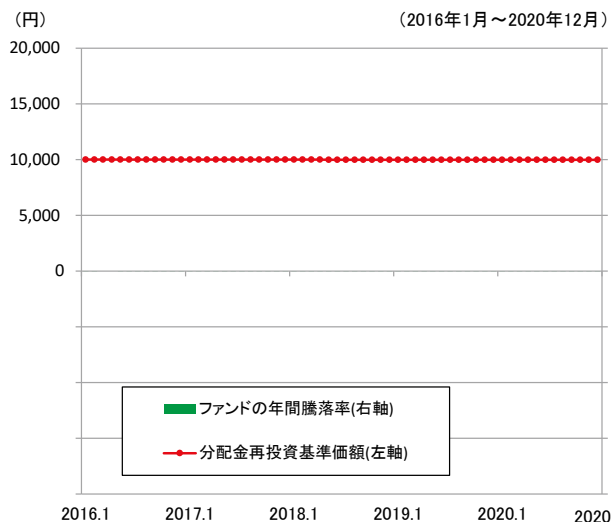
[ダイワ日本リート・ファンド]



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



[ダイワ日本リート・ファンド・マネー・ポートフォリオ]



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日 本 株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

●ダイワ日本リート・ファンド

2020年12月30日現在

基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額	16,269円
純資産総額	22億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	5.9%
3カ月間	4.0%
6カ月間	8.9%
1年間	-14.2%
3年間	17.7%
5年間	18.5%
設定来	133.0%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 450円

設定来分配金合計額: 5,650円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期			
	13年6月	14年6月	15年6月	16年6月	17年6月	18年6月	19年6月	20年6月			
分配金	700円	1,500円	1,300円	200円	400円	500円	600円	450円			

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

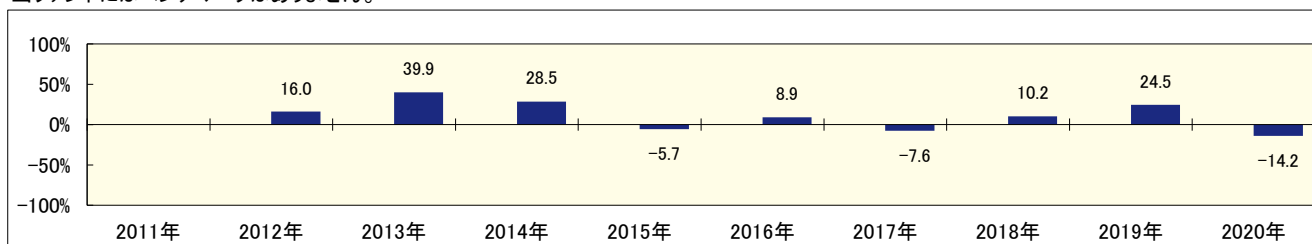
資産別構成	銘柄数	比率	リート用途別構成	比率	組入上位10銘柄	用途名	比率
国内リート	62	97.7%	オフィス不動産	28.6%	日本ビルファンド	オフィス不動産	6.9%
国内リート 先物	1	2.4%	各種不動産	26.0%	ジャパンリアルエステイト	オフィス不動産	6.1%
			工業用不動産	21.0%	GLP投資法人	工業用不動産	5.2%
			住宅用不動産	9.2%	日本プロロジスリート	工業用不動産	5.0%
			店舗用不動産	8.1%	野村不動産マスターF	各種不動産	4.9%
			ホテル・リゾート不動産	4.4%	大和ハウスリート投資法人	各種不動産	3.7%
			ヘルスケア不動産	0.3%	日本リテールファンド	店舗用不動産	3.6%
					オリックス不動産投資	オフィス不動産	3.5%
					アドバンス・レジデンス	住宅用不動産	3.0%
コール・ローン、その他		2.3%			ユナイテッド・アーバン投資法人	各種不動産	2.8%
合計	63	-	合計	97.7%	合計		44.7%

※リート用途別構成の用途は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2012年は設定日(6月29日)から年末、2020年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

運用実績

● ダイワ日本リート・ファンド・マネー・ポートフォリオ

2020年12月30日現在

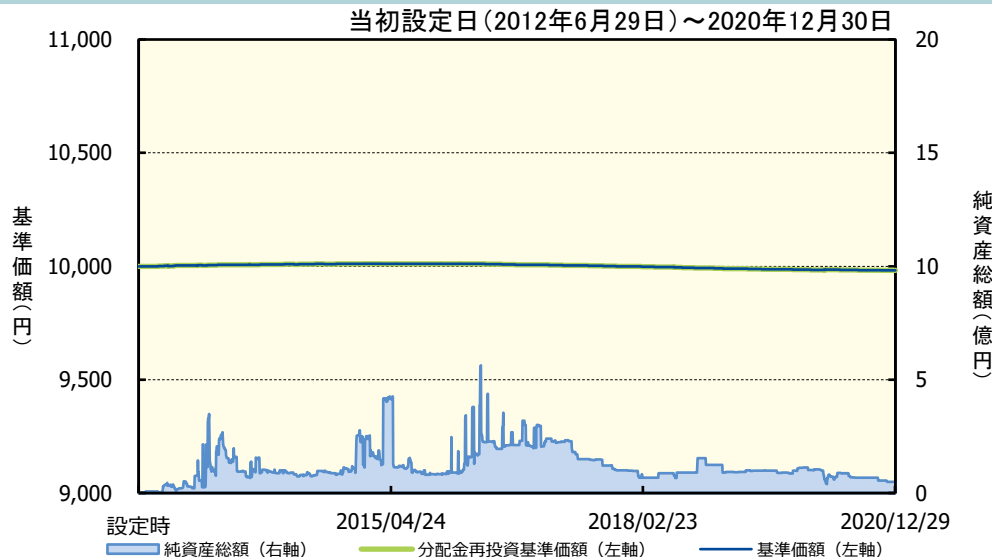
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,982円
純資産総額	48百万円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	0.00%
3カ月間	-0.01%
6カ月間	-0.02%
1年間	-0.03%
3年間	-0.18%
5年間	-0.28%
設定来	-0.18%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円

設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期			
	13年6月	14年6月	15年6月	16年6月	17年6月	18年6月	19年6月	20年6月			
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

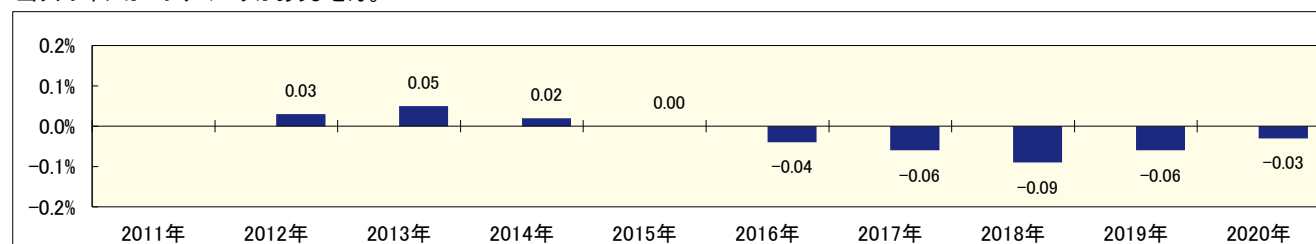
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	組入上位10銘柄	償還日	比率
国内短期社債等現先	1	1.5%			
コール・ローン、その他		98.5%			
合計	1	100.0%			
債券種別構成		比率			
合計			合計		

※組入上位銘柄は、国内短期社債等現先を除いています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2012年は設定日(6月29日)から年末、2020年は12月30日までの騰落率を表しています。

お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 なお、「マネー・ポートフォリオ」の購入は、スイッチング(乗換え)による場合のみとなります。
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額(1万口当たり)
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	2021年3月16日から2021年9月15日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの 受付けを中止することがあります。
ス イ ッ チ ン グ (乗 換 え)	「ダイワ日本リート」と「マネー・ポートフォリオ」の間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。
信 託 期 間	2012年6月29日から2022年6月22日まで 受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰 上 償 還	「ダイワ日本リート」および「マネー・ポートフォリオ」： ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約 を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき 「マネー・ポートフォリオ」： ●「ダイワ日本リート」が繰上償還となる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還 させます。
決 算 日	毎年6月22日(休業日の場合翌営業日)
収 益 分 配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能な コースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	各ファンドについて1,000億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
運 用 報 告 書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座に おける取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2020年12月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 2.2% (税抜2.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	「ダイワ日本リート」 年率 0.869% (税抜 0.79%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
	「マネー・ポートフォリオ」 各月ごとに決定するものとし、各月の1日から各月の翌月の1日の前日までの当該率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.55(税抜0.5)を乗じて得た率とします。 ただし、当該率が 年率0.99% (税抜0.90%) を超える場合には、年率0.99% (税抜0.90%) とします。	
	委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
	販売会社	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
その他の費用・ 手数料	「ダイワ日本リート」 〈運用管理費用の配分〉(税抜)(注1)	
	委託会社	年率0.35%
	販売会社	年率0.40%
	受託会社	年率0.04%
	「マネー・ポートフォリオ」 上記による総額を次の比率で配分します。	
	委託会社	24.44%
	販売会社	66.67%
	受託会社	8.89%
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2020年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。